

## 第1章 総則

(主旨)

第1条 富山県造林事業実施要領（以下「実施要領」という。）第5に規定する造林事業の竣工検査（以下「検査」という。）は、この内規の定めるところによる。

(検査員)

第2条 検査は、知事が命じた職員（以下「検査員」という。）が行うものとする。

2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

3 検査は、その信頼性等を確保するため、2名以上の体制により実施するものとする。

(検査の区分及び現地検査の省略)

第3条 検査は、交付申請のあった施行地1ヶ所ごとに、原則として書類検査及び現地検査により行い、検査の結果を造林事業竣工検査野帳（別記様式1-1及び1-2）（以下「検査野帳」という。）に記入し、この検査野帳に基づき造林事業竣工検査調書（別記様式2-1及び2-2）（以下「検査調書」という。）を作成する。

ただし、施行地について、交付申請より前に事業竣工届（別記様式3）の提出があった場合には、これにより現地検査を行うことができるものとし、その際の現地検査の省略については、次項(2)の規定に準じるものとする。また、当該事業竣工届に係る現地検査を行った場合には、交付申請受理後のこの部分に係る現地検査を省略できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の施行地については、現地検査を省略することができる。

(1) 実施要領第1の1の(1)のケに定める間伐及びコに定める更新伐（以下「間伐等」という。）の施行地であって、実施要領第1の1の(3)に定める事業規模等の要件を満たす施行地のまとまり（以下「申請単位」という。）の数に応じ、次の方法により抽出された施行地を除く施行地。

ア 申請者の1申請に係る申請単位の数が1つである場合は、当該申請に係る施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地。

イ 申請者の1申請に係る申請単位が複数ある場合は、下表で設定する数の申請単位を無作為抽出し、その中から1申請に係る総施行地数の1/10以上に相当する施行地を無作為に抽出した施行地。

1申請に係る申請単位の数	無作為抽出する申請単位の数
2～4	2
5～8	3
9～	4

- (2) (1)以外の施行地であって1施行地面積が0.5ha未満のもの（事業主体が地方公共団体及び農林水産公社の場合は5ha未満のもの。）については、当該施行地のうち無作為に抽出するその1/10以上に相当する数の施行地を除く施行地。
- (3) 上記(1)及び(2)の施行地の無作為抽出は、造林事業等の指導、検査等に携わる者以外が乱数表等を用いて行うものとする。
- 3 現地検査を省略した施行地の検査野帳及び竣工検査調書には現地検査省略の旨を記入するものとする。
- ただし、実施されたことが写真（原則として実施前、実施中及び完了後の状況を事業主体が撮影したもの。さらに下刈りについてはそれぞれ遠景及び近景を撮影したもの。）で判断できるものに限る。
- さらに、雪起し、保育間伐（不良木の淘汰を行った場合に限る。）、間伐及び更新伐についてはその率を確認できる調査野帳を添付したものに限る。
- 4 現地検査等において、疑義が認められる申請については、前2項を適用しないものとする。

（検査の認定）

第4条 検査の結果、当該施行地が実施要領の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の不合格又は一部不合格である施行地で当該年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

（検査調書）

第5条 検査員は、検査した事項を検査調書に記入し、これに押印するものとする。

（検査調書等の保存）

第6条 検査調書及び検査関係書類は、事業の終了の翌年度から起算して5ヶ年間保存しなければならない。

## 第2章 書類検査

（書類検査の主旨）

第7条 書類検査は、主として交付申請書により、その記載内容が要領に定める採択要件に合致しているかを確認することを旨として行うものとする。

（森林所有者及び造林地の地番）

第8条 造林地の森林所有者及び地番を確認し、その確認方法を検査調書に記入する。

（面積の照査及び査定）

第9条 面積の検査は、交付申請面積と照査して行い、査定は検査面積に従って行う。

(使用資材)

第10条 苗木については、苗木受払簿等により、樹種、規格及び本数を、苗木以外の資材については購買伝票等により商品名及び数量を確認する。

(保育間伐の確認)

第11条 保育間伐のうち、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の場合（Ⅶ齢級以下（天然林にあつてはⅩⅡ齢級以下）の林分及び気象害等を受け不良木となったものの淘汰を行った林分を除く。）で行ったものに係る施行地については、平均胸高直径調査表に基づき、伐採した不良木の調査野帳等により確認する。

(伐採木の搬出材積の確認)

第12条 間伐等における伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難しい場合は、はい積写真及び検知野帳等により確認する。

(施業間隔及び重複申請の確認)

第13条 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

(現場監督費及び社会保険料等に係る加入状況の確認)

第14条 実施要領第1の1の(4)の間接費を加算する施行地においては以下のことを確認する。

- (1) 現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入実態状況調査表（富山県造林事業補助金交付要綱様式第7号）に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。
- (2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあつては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。

(交付申請書等の確認)

第15条 交付申請書類等につき、第7条から前条までの事項のほか次の事項を以下の書類等により確認する。また、事業の実施に同意していることについて、無作為に抽出した森林所有者等に対して確認する。

- (1) 事業主体としての要件を満たしていること。
  - ア 要領第1の1の(4)のエに係る次の書類等
    - ① 認定された森林経営計画等
    - ② 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し 又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等
    - ③ 間伐等（森林経営計画に基づく間伐等の施行地のみで実施要領第1の1の(3)のアに定める事業規模等の要件を満たす場合を除く。）については、集約化実施計画の承認番号

- ④ 要間伐森林において施業代行者が行う場合については、当該施業に係る都道府県知事による裁定通知書の写し
- イ 要領第1の2の(1)の事業及び(2)のアの(ア)～(サ)の事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し
- ウ 要領第2の14の(3)のア、イの規定による申請の場合は、要領第4の4の(1)のロに規定する書類
- エ 事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し
- オ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等
- (2) 事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。
- ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し（事業主体が森林経営計画又は森林施業計画の認定を受けた者である場合を除く。）
- なお、実施要領第11の3についても確認するものとする。
- イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し
- ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等
- (3) 実施要領第4の2により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領（以下、「代理申請」という。）が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委任若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。
- ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し
- イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し
- (4) (1)～(3)における契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者等の自筆署名によること（ただし、契約日が平成30年4月1日以降のものに限る。）。

### 第3章 現地検査

#### （立会）

第16条 現地検査は、原則として申請者もしくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行うものとする。

#### （施行地の位置確認）

第17条 施行地の位置が、申請書に示された当該施行地の位置と合致するか、森林計画図、GPS等で照合・確認するものとする。

#### （施行地の境界）

第18条 造林地として認める外周は、原則として地拵えが完了している区域とする。

- 2 実施要領第1の1の(1)のイ、キ、ク、ケ、コ並びに2の(1)のアの(イ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(2)のアの(イ)、(キ)、(ク)、(ケ)及び(3)のイの(イ)、(カ)、(キ)、(ケ)に規定された事業内容（以下「森林整備」という。）のうち、地

表かき起こし、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合の補助対象面積は、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する森林の区域の面積とする。

(除地)

第19条 施行地内の植栽不可能地であって、1ヶ所の面積が0.01ha以上であるものは除地とし、造林面積からその面積を差し引くものとする。

2 1ヶ所の面積0.01ha未滿の植栽不可能地を数ヶ所合わせて0.01ha以上となっても、除地としない。

(測量成果の照合)

第20条 事業主体が測量に使用した機器により、次のとおり測量成果と照合する。

(1) GPSを使用した場合

ア 事業主体が用いたGPSと同等精度の機器により現地検査を実施するものとする。

ただし、次に示した条件下でなければ現地検査にGPSを使用してはならない。

(ア) 4個以上の衛星を捕捉していること。

(イ) 補正電波を受信していること。

(ウ) データ取得時の取得精度が3m以内にあること。

イ 検査員は測量成果を照合しようとする施行地の10%以上の面積に相当する区画を無作為抽出し、該当となる測点のデータを取得し算出した面積について、測量成果から求めた当該区画の面積と照合する。

ウ イにおける誤差の許容範囲は±2%以内とする。ただし、当該抽出した区画の面積が1ha未滿の場合は±4%以内とする。

エ イによる照合の結果が、ウの許容範囲を超えるときは、検査員は申請者に再測量あるいはポケットコンパス等による測量を命じるものとする。

(2) ポケットコンパス等を使用した場合

ア ポケットコンパス等により現地検査を実施するものとする。

イ 検査員は2個以上の測線又は対角線の距離並びに方位角及び高低角を実測し、施業図及び測量野帳と照合する。

ウ イにおける誤差の許容範囲は、方位角及び高低角各2度、距離5/100とする。

エ イによる照合の結果が、ウの許容範囲を超えるときは、検査員は申請者に再測量を命じるものとする。

2 第3条第2項の(1)に規定する申請単位における各施行地の測量成果の照合結果が、第1項で規定する誤差の許容範囲を超えるときは、第1項(1)のエ、(2)のエのとおり命じるとともに、当該申請単位内の総施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地(第1項で照合した施行地を除く。)について、第1項に準じて測量成果を照合するものとする。

(植栽本数の検査)

第21条 植栽本数の検査は、次のいずれかの方法(以下「本数検査法」という。)によって行うものとする。

- (1) 施行地内の任意の植列において植栽木 11 本の間での延長及びその植列に直角の方向に 11 列の間での延長をそれぞれ実測し、苗間列間距離の平均値を求め、早見表により植栽本数を算出する方法。
- (2) 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に、面積 100 m<sup>2</sup>を基準として設定した区域内の全植栽本数を計測する方法。

(枯損率)

第 22 条 枯損率は、前条に規定する方法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を確認して、枯損苗本数／植栽本数により算出する。

(本数の査定)

第 23 条 枯損率が 20%未満であるときは、植栽本数をもって査定本数とする。

(樹種区分)

第 24 条 1 施行地に適用標準単価の異なる 2 樹種以上が植栽されている場合は、実測又は本数比により面積を按分して区分する。

(地拵の状況)

第 25 条 地拵の状況については、伐採及び刈払並びに倒木、刈払物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されているかどうかを踏査確認する。

(樹下植栽等の検査)

第 26 条 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起こしについては、地表かき起こしの状況を踏査確認するとともに、支障木除去、不良木淘汰及び不用萌芽の除去については、本数検査法により検査する。

(林齢の確認)

第 27 条 林齢の確認については、当該施行地の植栽時の検査調書、森林簿又は伐根の年輪等により行う。

(下刈の検査)

第 28 条 下刈の検査は、雑草木の刈払いが植栽木の生育を促進するための適切な作業配慮をもってなされているかどうかを旨として行うものとする。

(雪起し及び倒木起しの本数及び面積)

第 29 条 雪起し及び倒木起しの本数については、本数検査法により検査し、雪起し本数率（雪起し本数／現存成立本数）及び倒木起しの本数率（倒木起し本数／現存成立本数）を把握する。補助対象面積は、雪起し本数率又は倒木起しの本数率×被害区域面積により求める。

2 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位として把握する。

(伐採本数等の検査)

第 30 条 不良木の淘汰の本数については、本数検査法により検査する。

なお、除伐、保育間伐、間伐、更新伐の検査については下記により行う。

(1) 不良木の淘汰を行なった場合は、不良木の淘汰の本数につき、本数検

査法により検査する。

- (2) 不用木の除去（侵入竹除去を含む。）を行った場合は、本数検査法により設定する区域内において、不用木を全て除去してあるかを検査する。

- 2 不用木の除去及び不良木の淘汰後の枝払、玉切、片付の実施率については、前項の検査区域内（不用木の除去のみを実施した施行地にあつては、本数検査法により設定する区域）において確認する。

（伐採木の搬出材積の現地確認）

第 31 条 間伐等における伐採木の搬出材積については、おおむね材が搬出されているかを確認し、疑義が生じた場合は、標準地の伐採率、搬出木の伐根、林地残材等の状況から搬出材積を推計し、補助申請上の搬出材積と照合し確認するものとする。

（枝打の検査）

第 32 条 枝打の検査は、枝打後の枝下高により判定する。

（森林作業道の検査）

第 33 条 森林作業道の検査については、富山県森林作業道作設指針第 3 に規定する各項目と照査し、検査するものとする。

2 延長の検査は、測点間の距離を 2 箇所以上実測して行う。

3 幅員、地山勾配等の検査は、延長おおむね 300mにつき 1 ヶ所の割合で実測して行う。

（付帯施設等整備の検査）

第 34 条 付帯施設等整備の検査については、事業目的の効果が発揮できることを確認するものとする。

（施業図の照査）

第 35 条 施業図については、当該施行地及びその周辺林地の林況及び地況の概要等の記載の適否を照査する。あわせて、空中写真等を活用することにより、除地として取り扱うべき箇所の有無を確認するものとする。

（施業図等への記入）

第 36 条 施業図又は検査野帳に下記事項を朱書で記入する。

- (1) 検査員が検査のために踏査した経路
- (2) 検出した線又は検測点及び記録
- (3) 標準地又は検出した苗間列間のおよその位置及び記録

（写真等）

第 37 条 検査時における、検査員及び立会人並びに検査状況（測量成果の照合、標準地での確認、施行状況の確認等）の写真を撮影し、検査調書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則として GPS データが記録されたものとする。

附則

1. この内規は、昭和 53 年度秋期事業から適用する。

2. 富山県補助造林事業検査要領は廃止する。

附則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日申請分から適用する。

附則

この改正は、平成 25 年 7 月 31 日申請分から適用する。

附則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日申請分から適用する。

附則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日申請分から適用する。

附則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日申請分から適用する。

附則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日申請分から適用する。